

# 地本業務ニュース

## JR 東海労・静岡地方本部

NO.6 2014年3月17日発行者：JR 東海労静岡地方本部 山本繁明

# ダイヤ改正の申し入れに 対する会社回答！！

3月14日、地本は業務委員会を開催しダイヤ改正に対する申し入れ「申4号」について、会社から回答を受け議論しました。内容は以下の通りです。

### 1. 共通する要求について

(1) 日勤終了時刻を19時までとする。

会社は「行路作成にあたって十分検討したが変更は無い」と回答し、すべての運輸区で日勤終了時刻が19時を過ぎる行路が提案された。特に富士運輸区と浜松運輸区は多く、遠距離通勤が解消されていない現状の中では疲労が蓄積し体調の維持、管理に必要以上の気配りをしている。万全な体調で乗務ができるように日勤終了時刻を19時までとすること。

「回答」そのような考えはない。行路作成にあたっては、様々な要素を総合的に勘案し、行路ごとのバランスなども考慮し乗務割交番作成規定に則って作成している。他の行路への影響も考慮し、現行のままとする。

(2) 折返し時間を十分確保する。

会社は「必要な時間は確保している」と回答している。しかし現実には時間に追われる作業となっているのが常である。乗務員の負担を軽減し、確実な確認作業で事故を防止するために折返し時間を十分確保すること。

《組合要求》

- ①折返し乗継時分を車掌乗務列車で7分、ワンマン列車で8分以上とすること。
- ②折返し乗継時分が車掌乗務列車で5分、ワンマン列車で6分以下の場合は電話乗継とすること。

「回答」必要な時間は確保しているため、そのような考えはない。

全列車の遅れを、折り返しに必要な時間を削って回復しようとは考えないこと。遅れた場合でも、普段どおりの作業を行えばよい。

(3) 特殊な次作業を時刻表の記事欄に記載する。

会社は「記事欄に記載することで行路別注意表の確認が疎かになるため記載しない」と回答した。しかし乗務員は出発点呼前はもちろん一列車毎に行路別注意表で作業内容を再三確認している。また、運転中は時刻表だけを見ているため記事欄に記載することで逆に注意喚起になり作業誤りが無くなる。従って特殊な次作業を時刻表の記事欄に記載すること。

「回答」携帯時刻表には決められた記載のみとするため、作業につ

いては乗務前に行路別注意表にて確認すること。

2. 各運輸区の要求について

(1) 沼津運輸区

- ①ダイヤ改正後は静岡～島田間の行路が3組にしかないため1組と2組にも組み入れること。

「回答」そのような考えはない。

- ②151行路2540Gは車掌（64行路）が特改として乗務しているため、ツーマン列車とすること。

「回答」そのような考えはない。

- ③1組と2組のワンマン列車を運転する乗務距離を同等とすること。

「回答」 そのような考えはない。

④154行路は沼津～国府津間のワンマン列車が3本連続しているため、見直しをすること。

「回答」 そのような考えはない。

⑤162行路 2551M～2555Mは長時間の乗務となるため、見直しをすること。

「回答」 そのような考えはない。

⑥173行路756M～162M入換は長時間の乗務となるため、見直しをすること。

「回答」 そのような考えはない。

(2) 富士運輸区

①車掌行路でワンマン列車へ便乗する場合は特改とすること。

「回答」 そのような考えはない。

②63、64、74、77行路はワンマン列車が多いため、見直しをすること。

「回答」 そのような考えはない。

③68行路は昼食時間が少ないため、見直しをすること。

「回答」 そのような考えはない。

④71行路3558M～3575Mは休憩時間が長いため、見直しをすること。

「回答」 そのような考えはない。

⑤73行路3636G、75行路3738G、79行路3744Gは多客のため、ツーマン列車とすること。

「回答」 そのような考えはない。

⑥75行路は夕食時間が少ないため、見直しをすること。

「回答」 そのような考えはない。

⑦ 81行路は夕食時間が少ないため、見直しをすること。

「回答」 そのような考えはない。

⑧ 85行路は夕食時間が少ないため、見直しをすること。

「回答」 そのような考えはない。

⑨ 95行路は昼食時間が少ないため、見直しをすること。

「回答」 そのような考えはない。

(3) 静岡運輸区

① 7行路4385Mの沼津駅場面の入換時分（19時26分据付）が変更されていないため、見直しをすること。

「回答」 そのような考えはない。

② 25行路449M～458M浜松行きは日勤行路としては乗務距離が長く出先での休憩時間が少ないため、現行通り島田折返しとすること。

「回答」 そのような考えはない。

③ 35行路 910M～756M 分割入区まで明け行路が長いため、見直しをすること。

「回答」 そのような考えはない。

(4) 浜松運輸区

① 122行路は昼食時間が少ないため見直しをすること。また、日勤行路としては乗務距離が長く出先での休憩時間が少ないため、155M～440Mを削除すること。

「回答」 そのような考えはない。

② 遠距離通勤者対策として2組の112行路と117行路を入替えること。

「回答」 そのような考えはない。

③ 遠距離通勤者対策として3組の127行路終了～128行路出勤時間を見直すこと。

「回答」 そのような考えはない。

組合：ダイヤ改正が明日15日から実施されるのに、前日に業務委員会を開催するのは如何なものか？

会社：先日の「雪対策」に追われたため、開催が遅れた。次回からは、早めに準備してお知らせする。

組合：共通の要求については、事前に口頭で伝えてあった。「ハコ」を受け取る時に、会社は「**出来る限りの検討をした**」と回答をしたので我々は大いに期待していたのだが、「ハコ」を確認したところ以前と何も変わらないばかりか、反って悪くなっていた。何処を改善したのか具体的に説明すること！

会社：具体的には説明しない。努力はした。

組合：答えになっていない！何も改善していないではないか！

会社：運輸営業部も、知恵を絞って努力している。

組合：だから、「**改善をした・知恵を絞った**」なら「中身」を説明しろと言っているのだ！何故説明出来ないのだ？

会社：具体的な話ではなくて、総論として努力した結果をお伝えしている。

組合：情けない答えだ。我々は乗務員の立場で改善を求めている。

会社は、「**A運用**」を説明しているだけではないか！

会社：・・・・・・・・

組合：浜松の②「2組の112行路と117行路の入れ替え」だが、これが出来ない理由を答えよ。

会社：出入りのバランスを適切に考えている。平均的に考えた結果、  
現行のままとする。

組合：112行路の出勤時間は、6時49分で、117行路は7時47分だ。116  
行路の終了時間が8時22分で、111行路は9時1分だ。在宅時間からし  
ても、112行路と117行路を入れ替えた方がバランス的に良いではな  
いか！替えない理由を、明確に答えよ！

会社：それについて、ここでは言う必要はないと考える。

組合：会社のいい加減な回答は聞き飽きた。真面目に答える気があ  
るのか？何処の運輸区でも、休憩時間が長い（2～3時間）行路が  
ある。そこを検討して、調整することは出来ないのか？

会社：行路作成上、検討しながら出来た行路である。

組合：非労働時間だが、事実上は休憩室に缶詰めの状態である。長  
時間の休憩は、反って乗務員のテンションを下げるものだ。

会社：会社としても、極端な休憩時間は解消しようと考えている。

行路作成上、検討しながら作成した行路である。

組合：共通の（2）で、会社は「**全列車の遅れを、折り返しに必要  
な時間を削って回復しようとは考えないこと**」と回答しているが、  
我々は回復しようとは思っていない。基本動作と再確認をきちんと

行った場合、時間が足りないから要求しているのだ！会社とは認識が違う！

会社：了解した。遅れを気にせず作業をしてもらいたい。

組合：気にするなと言われても、折り返し時間が短いと乗務員は焦る必要な時間が確保されているとは思えない。

会社：必要な時間は確保している。

組合：共通要求事項の（3）（特殊な次作業を時刻表の記事欄に表記すること）だが、これも無理か？

会社：次作業については、行路別注意表で確認されたい。

組合：それでは記事欄は、何のためにあるのか？

会社：システム上、削除する事は出来ない。

組合：ワンマン列車だが、富士も沼津も行路によって本数が多かったり、少なかったりそれこそバランスが悪い。又、車掌が「特改乗務」しているのに、ツーマンとしない。何か理由があるのか？

会社：行路作成上、他の行路をいじるとバランスが悪くなってしまいうためである。又、車掌の「特改乗務」は必要に応じて指定している。ツーマンにするまでの条件ではないと考えている

組合：先程からバランス、バランスと言っているが、現行のバラン

スが悪いから改善するよう要求を出しているのだ！それでは聞くが、沼津の行路で島田に行く行路は3組だけになった。4～5ヶ月島田に行かない運転士がいることになり、安全上問題ではないのか？これでもバランスが良いと言うのか？

会社：不安がある運転士については、指導に添乗してもらえば何も問題はない。

組合：食事時間の確保だが特に富士が酷い、もう少しどうにかならないものか？

会社：行路ごとのバランスなども考慮し乗務割交番作成規定に則って作成している。

組合：静岡の35行路だが、前回は910M～756Mの分割までだったが、今回はそれに入区まで付いて更に厳しくなっている。理由を答えよ！

会社：その他の行路に影響があるためだ。

組合：会社の回答は、そんなものか！業務委員会をやる意味があるのか？時間の無駄だ！あきれて物が言えない！

会社：他に質問が無ければ、終了する。

組合：実際に乗務して、問題があれば改めて申し入れをする！